

令和6年度 障がい者虐待防止・権利擁護研修 募集要項

<障がい福祉サービス事業所等コース>

1. 目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者虐待の防止に関する基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者虐待の防止のための組織・運営体制の整備について、理解を深めるための研修。

※本研修は必須研修ではありません。本研修の内容を、事業所内での虐待防止の措置や研修等の実施に活用いただくことを目的としています。

2. 対象者

・大阪府内の障がい福祉サービス事業所等の管理者、もしくは、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（虐待防止担当者を含む）等、研修内容を事業所内職員に伝達・周知できる方。

※本研修は、できるだけ管理者の方の受講をお願いしておりますが、事業所内に周知いただける方であれば管理者以外の職員の方も受講いただけます。

※大阪府外の事業所の方は受講いただくことができません。

3. 研修日程と実施方法

①講義：動画配信（YouTube）

令和6年9月30日（月）～令和6年11月29日（金）

②演習：集合形式

令和6年10月21日（月）、29日（火）、30日（水）、31日（木）のうち事務局の指定する1日

③講義に係る受講後アンケート

令和6年9月30日（月）～令和6年11月29日（金）

内容	日程	実施方法（時間は予定）
【講義】	令和6年9月30日（月） ～ 令和6年11月29日（金）	動画配信（YouTube）
【演習】 ※いずれか1日	令和6年10月21日（月） 令和6年10月29日（火） 令和6年10月30日（水） 令和6年10月31日（木）	集合形式 たかつガーデン 9:30～17:00

※厚生労働省及び大阪府作成のYouTube動画をそれぞれ視聴いただきます。受講決定者宛てに別途視聴先URLを送付します。

※演習については、事務局が指定する日に集合形式にてグループワークを実施します。

4. 受講コース及び受講定員

対象者	受講コース	定員
障がい福祉サービス事業所等の管理者、もしくは、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（虐待防止担当者を含む）等	演習コース 講義+演習+受講後アンケート ※申込み多数で抽選に外れた場合、講義のみのコースになります	720名 (※抽選)

※1事業所あたり1名でお申込みいただき、事業所内で動画・資料の共有や伝達研修等を実施していただきますようお願いいたします。

※演習はこれまでに受講したことがない事業所の方が優先となります。同一法人からの申込が多い場合等、抽選により人数を制限する可能性があります。

5. 受講費用

無料。ただし、インターネット等の通信料や研修で使用する資料の印刷代等、受講にかかる費用は受講者のみなさまの負担になります。

6. 研修内容（※内容や表題は今後変更になる可能性があります）

項目	内容・備考等（予定）	時間
講義：動画配信 (YouTube) 令和6年9月30日(月) ～令和6年11月29日(金) の期間内にご視聴ください。 ※厚生労働省及び大阪府作成の動画をそれぞれ視聴いただきます。受講決定者宛てに別途視聴先URLを送付します。	「障害者虐待総論－成立までの経過、社会的意義」	30分
	「障害者虐待防止法の概要」	45分
	「性的虐待の防止と対応」	30分
	「身体拘束等の適正化の推進」	30分
	「通報の意義と通報後の対応 ～通報はすべての人を救う～」	30分
	「法人・事業所の理念と管理者の役割」	30分
	「虐待を防止するための日常の取組みについて①」	30分
	「虐待を防止するための日常の取組みについて② ～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～」	30分
	「通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)」	30分
	「障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」	30分
	「虐待防止委員会の実際の運営について」	30分
	大阪府作成	「当事者・家族の声」
	「ヤングケアラーの現状と取組み」	30分
演習：集合形式 (グループワーク)	演習①「虐待が疑われる事案への対応」	120分
	演習②「虐待防止委員会の活性化」	120分
	演習③「身体拘束適正化委員会の運営」	120分
受講後アンケート 令和6年9月30日(月)～令和6年11月29日(金)の期間内にご回答ください。	ヤングケアラーに係る動画について、アンケートを回答していただきます。 60分でタイムアウトし、途中で一時保存ができないため、Word等に適宜保存する等、対応してください。 回答先URLについては後日案内いたします。 演習については、演習当日に回答していただきます。	

7.受講申込方法

大阪府行政オンラインシステムによりお申込みください。

なお、研修を受講するにあたり配慮を要する方は、大阪府行政オンラインシステムにその旨ご入力ください。

※FAXやメール、郵送での申込みは受け付けていません。

※受付期間を過ぎると申込み用URLが無効になります。入力項目(コースによっては事業所番号等)が多数ございますので、時間に余裕をもってお申込みくださいますようお願いいたします。

<受付期間>

令和6年8月1日(木)10:00から8月23日(金)23:59まで

【申込み方法】

- ・大阪府ホームページの「大阪府行政オンラインシステム」から申込みができます。「大阪府 権利擁護研修」で検索してください。もしくは下記URL又はQRコードからアクセスしてください。
- ・申込みにあたっては、下記の【よくあるお問合せ】を必ずご確認ください。
- ・演習コースについては、ご希望の日程をご入力ください。研修運営の都合上、ご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。
- ・講義動画のURLをお送りしますので、動画視聴可能なメールアドレスを入力して申込みください。
- ・申込み完了後、自動返信メールがシステムメールアドレスから届きます。
ご自身のメールアドレスの入力間違いには十分ご注意ください。

<大阪府行政オンラインシステム>

令和6年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修【事業所管理者向け(講義・演習)コース】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/11ddd453-785e-4f13-b266-d0f89d0a1d6b/start>

QRコード



8.申込み後から受講までの流れ（※現時点の予定のため、前後する可能性があります。）

受講決定通知、講義動画視聴用URL及びダウンロード用研修資料の公開等について適宜メールにて送付します。

メールは以下のメールアドレスから行いますので、予め受け取れるよう設定のうえでお待ちくださいますようお願いいたします。

syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

- 9月18日頃 受講決定通知
- 9月30日頃 講義動画視聴用 YouTube URL の送付

9. 個人情報の保護

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。

10. その他

- ・本研修は、資格研修及び必須の研修ではありません。修了証書の交付はありません。
- ・本要項上の対象者とならない方からのお申込みがあった場合は、申込み完了後であっても受講をキャンセルさせていただきますのでご了承ください。
- ・事前に研修方法の変更や延期・中止が決定した場合など、各種お知らせは、大阪府ホームページ「令和6年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」内に掲載します。
- ・令和6年度より指定基準の解釈通知において「虐待防止担当者及び管理者について、本研修に参加することが望ましい」とされています。計画的な受講の検討をお願いします。
- ・**講義動画のURLや研修資料には著作権があり、拡散禁止です。事業所内での資料の共有に限ります。**

11. 受講問合せ

○研修の申込に関すること

府民お問合せセンター(ピピっとライン) 電話 06-6910-8001 平日 午前9時～午後6時、土日祝日を除く
--

○研修の内容に関すること

大阪府福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課 権利擁護グループ（担当：中筋、蔭山） 電話 06-6944-6271 平日 午前9時～午後6時、土日祝日を除く

※事務局では、視聴環境を整えるための技術的な問合せ（インターネット、パソコン等の設定操作等）はお受けできません。

12. 演習会場

たかつガーデン「たかつ」

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11

電話 06-6768-3911 ファックス06-6768-3170

※「たかつ」は8階にあります。

[交通案内]

●近鉄大阪線・奈良線「大阪上本町」駅から北へ徒歩約3分

大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅より東へ徒歩約7分

※会場へは、車でお越しいただくことができません。公共交通機関をご利用ください。

(参考)

<大阪府ホームページ「令和6年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」>

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/kenriyougokenshu.html>

【よくあるお問合せ】

質問	回答
Q1. 講義のみの受講は可能か？	講義のみの受講はできませんので、講義と演習の両方を受講してください。本研修は講義だけでなく実際の演習を通じて、障がい者虐待の防止のための組織・運営体制の整備について、理解を深めていただくことを目的としています。
Q2. 本研修の対象者の障がい福祉サービス事業所等とは？	障害者総合支援法で定める、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、計画相談支援、及び、児童福祉法で定める、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、障害児入所施設等（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、障害児相談支援の指定を受けている事業所を指します。
Q3. 必ず受講しないといけないものか？	必須ではありません。資格要件に該当する研修ではありませんので、修了証書の交付もありませんが、障がい者虐待の防止に関する基礎知識や障がい者の権利擁護に関する意識啓発、障がい者虐待の防止のための組織・運営体制の整備について理解を深めることを目的とする研修です。
Q4. 基準で定める虐待防止の研修、身体拘束等の適正化のための研修として認められるのか？	虐待防止の研修として認められます。また、虐待防止の研修において身体拘束等の適正化について取扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修としても認められます。ただし、いずれの場合であっても本研修参加者が事業所内で伝達研修を行うことが必要です。
Q5. 昔受講したことがあるが、今年も受講可能か？	過去の受講の有無を問わずご受講いただけます。
Q6. 同じ事業所から2名で申込みたいが可能か？	1つの事業所から1名までの申込みとさせていただきます。
Q7. 期間内に申込みが完了したら、全員受講が可能か？	講義は期間内にお申込みが完了していれば、全員受講いただけます。講義動画は、厚生労働省及び大阪府作成の YouTube 動画をそれぞれ視聴いただくこととしています。動画の URL を受講者にメールで送付しますので、お申込みは1つの事業所から1名までとしますが、事業所内での動画・資料の共有に活用いただくことは可能です。 ただし、演習は希望者多数の場合、抽選となります。抽選結果は9月 18 日頃（予定）にご案内いたします。
Q8. 事業所は他府県だが大阪府に住んでいる。受講可能か？	所在地が大阪府内である事業所の方を対象にしていますので、他府県に事業所がある場合は受講いただけません。
Q9. 研修動画はいつ視聴すればよいのか？	9月 30 日（予定）の動画公開後に、約 2 か月程度の視聴期間を設けますので、公開期間中であればいつご視聴いただいてもかまいません。演習受講者については、演習実施日までに視聴してください。
Q10. 講義動画の視聴に要する時間はどれくらいか？	講義動画が 13 テーマ（厚生労働省作成：11 テーマ、大阪府作成：2 テーマ）で合計約6時間です。（撮影状況により、当初予定より前後する可能性があります。ご了承ください。） テーマごとに視聴いただくなど、動画の視聴を数日に分けていただいてもかまいません。